

## 高知県環境基本計画第五次計画の策定

(環境計画推進課)

## 1 改訂の背景

高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的な施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定しました。その後、計画の見直しを行い、平成20年11月に第二次計画を、平成23年4月に第三次計画を、平成28年4月に第四次計画を策定しました。第四次計画の計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画となっており、計画期間が満了すること、また環境を取り巻く状況が大きく変化したことから現計画である第五次計画を策定しました。

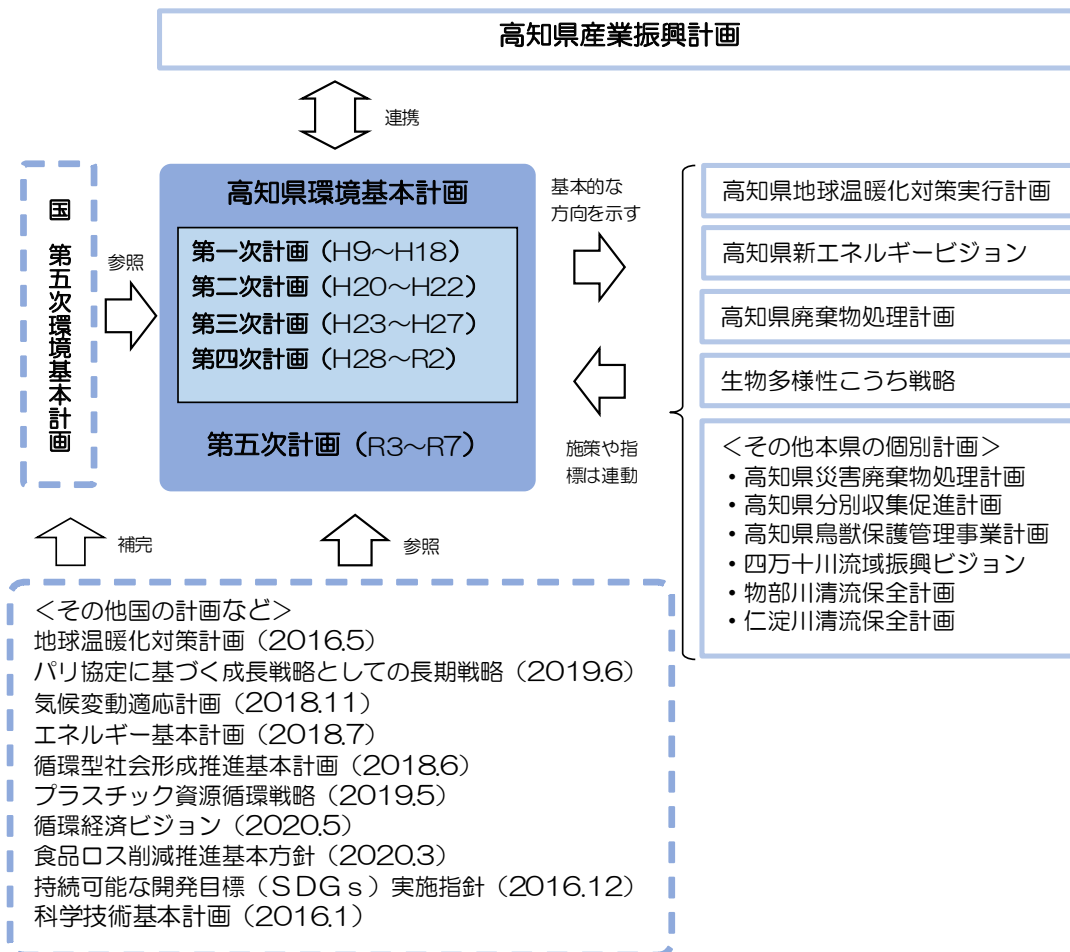
## 【環境を取り巻く状況の変化】

- ・令和元年6月の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、最終到達地点として「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現するという目標が打ち出されました。
- ・世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋に流出していると推計され、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念されていることから、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

## 2 高知県環境基本計画第五次計画の概要

## (1) 高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的な計画として、地球温暖化対策や自然環境保全、廃棄物・リサイクル対策などの個別計画に対して基本的な方向性を示す計画として位置付けられています。



↑ 補完      ↑ 参照

<その他国の計画など>

- 地球温暖化対策計画 (2016.5)
- パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 (2019.6)
- 気候変動適応計画 (2018.11)
- エネルギー基本計画 (2018.7)
- 循環型社会形成推進基本計画 (2018.6)
- プラスチック資源循環戦略 (2019.5)
- 循環経済ビジョン (2020.5)
- 食品ロス削減推進基本方針 (2020.3)
- 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針 (2016.12)
- 科学技術基本計画 (2016.1)

## (2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間としますが、計画期間の途中であっても、社会情勢を踏まえ、必要に応じて改定を行い、計画の実効性を担保します。

## (3) 目指すべき将来像

はちよん

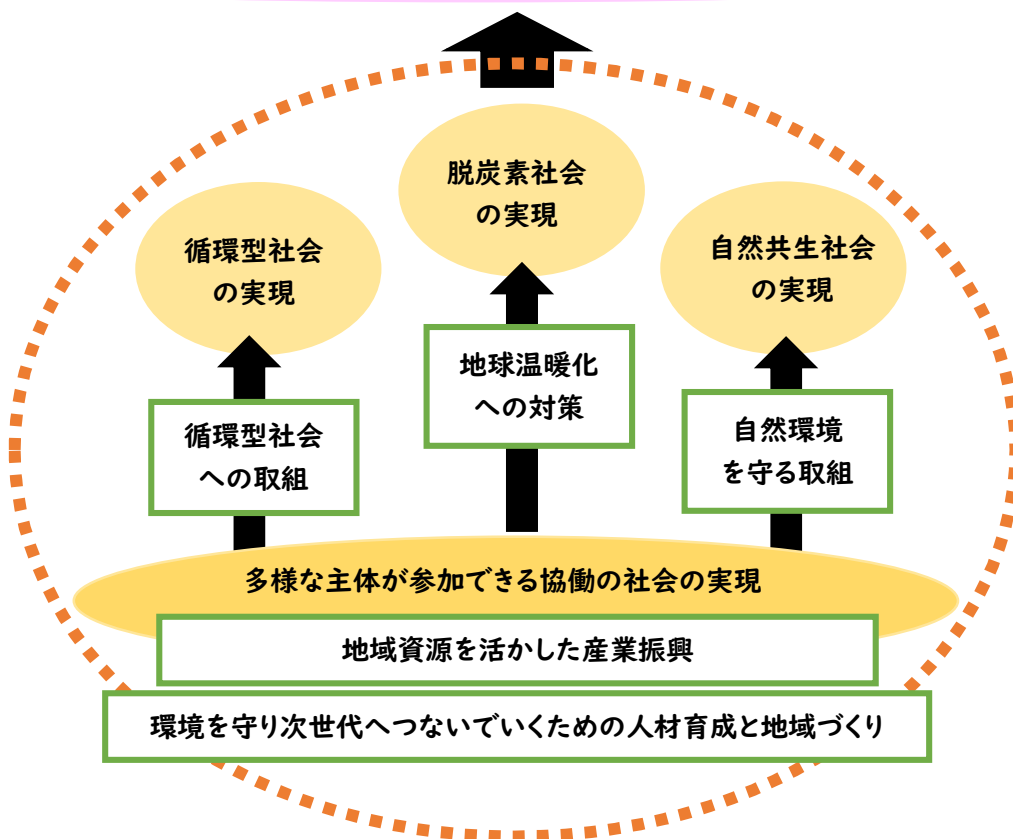
### 84の森・柚子の里・アユ踊る清流、そして、ウミガメが訪れる海 ～次世代につなごう!高知家の営み～

本県の森里川海の豊かな恵みを次世代につなぐとともに、すべての生き物が県民とともに生息、生育し続けられる環境が保全され、その恩恵を受けて県民が経済活動を持続できる社会を目指します。

## (4) 環境の保全及び創造に関する施策の展開

目指すべき将来像を実現するため、「地球温暖化への対策」「循環型社会への取組」「自然環境を守る取組」の3つの基本的な戦略に加えて、「地域資源を活かした産業振興」「環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり」という2つの横断的な戦略を設け、包括的に施策を展開していきます。

#### 恵み豊かな環境の保全と活用による持続可能な「高知家の営み」の実現



本計画では、SDGsの考え方である環境、経済、社会の統合的向上という視点に立ち、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、環境分野のみならず多様な社会課題の解決を意識しながら施策を推進します。また、それぞれの施策に関連するSDGsへの貢献を明示し、取組によって様々な地域課題の解決に寄与することに加え、SDGsのどのような目標達成に貢献するかを明らかにしています。



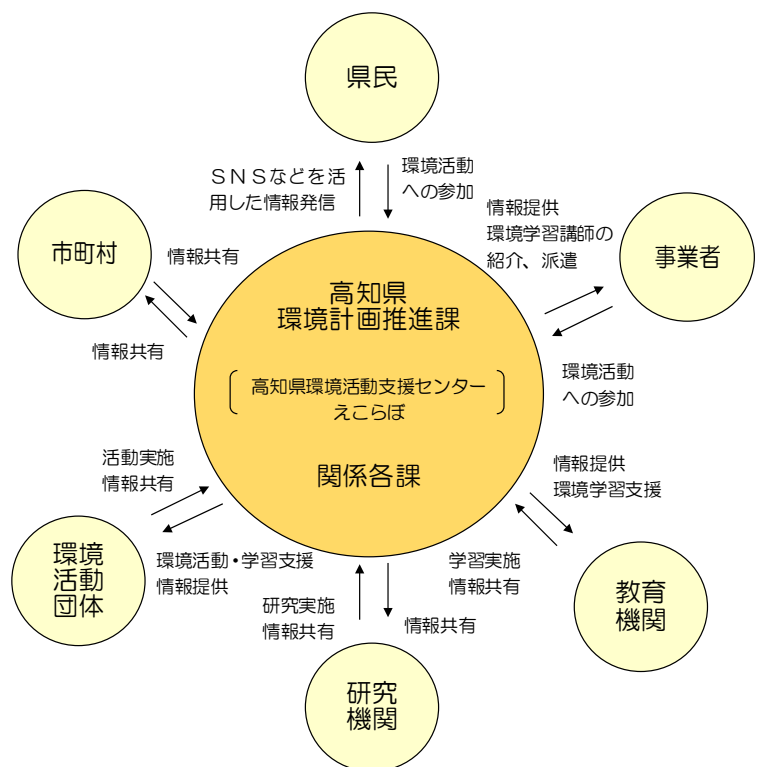
(5) 推進体制

本計画の推進にあたっては、県民、事業者、環境活動団体、教育機関、研究機関、市町村、県などの各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携、協力して目標に向かって着実に取り組んでいく必要があります。

具体的な取組の推進については、環境学習支援、環境教育の推進拠点として設置した「高知県環境活動支援センターえこらぼ」を通じて、環境情報の発信や環境学習講師の紹介・派遣、環境イベントの開催などを実施し、県民や事業者などへの普及啓発を促進します。

また、環境活動団体や研究機関の各々が持つ個性や地域性、知識や技術など、情報と人材を共有することで環境保全活動に取り組む体制を強化していきます。

庁内においては、環境施策を推進するため、関係各課が連携し、事業の連携促進・調整を行うとともに、先進企業などからの助言を得ながら、新たな普及啓発方法の企画・検討を行います。



(6) 計画の進行管理

本計画の各分野の施策については、PDCAサイクルを踏まえ、着実に事業の進捗を図ることとします。また、その実施状況は、高知県環境審議会に報告し、意見及び助言を受けながらとりまとめ、毎年度、高知県環境白書により県民に公表します。